### HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	鎌倉幕府における鎌倉殿家政と年中行事
著者	竹ヶ原,康弘;TAKEGAHARA,Yasuhiro
引用	年報新人文学(12): 92-123
発行日	2015-12-25

# 鎌倉幕府における鎌倉殿家政と年中行事

竹ヶ原 康弘

### 序

在意義についての考察を試みた(3)。また、同様の考察を宮将軍期に対しても行った(4)。これらの作 夷大将軍の家、すなわち「鎌倉殿家(^2)」の家政について検討を試みるものである。 本稿は、 かつて、筆者は九条頼経期における鎌倉幕府の宗教行為について概観することにより、 鎌倉幕府の年中行事(ニ)について整理する作業、及び摂関家の年中行事との比較を通じ、 摂家将軍の存 征

討されてきた(5)。特に青山幹哉氏は、摂家将軍期の将軍権力を六要素に分類した上で考察を行われた。 拙 稿以外の先行研究においても、鎌倉幕府における摂家将軍の位置づけについては様々な視点から検 鎌倉幕府の年中行事については概観する程度に留まっていた。

業は当該時期に鎌倉幕府が実施した宗教行為と鎌倉殿との関連についての考察を主な目的としたため

氏が分類した将軍権力の内、 祭祀権については「(征夷大将軍が) 秩序維持の責任を負うが故の

と定義づけられた

考察の蓄積が必要であろう(ト)。 令制儀礼の流れと氏祭祀とが融合していたことを指摘された。このように摂関家家政としての年 施者こそが御堂流の後継者であることを主張するための場であったこと、また、 施意義を考察された。 記から年中行事関連の記事を抽出・分析し、平安末期から鎌倉初期の摂関家における年中行事とその 祖先祭祀・氏祭祀と律令制祭祀とが融合した年中行事を継承し続けていたことが佐藤健治氏の論 代摂関家 進められてはいるが、 源実朝横死後に鎌倉殿の後継者として迎えられた九条頼経の本来の「家」である摂関家では、 の年中行事」によって指摘された(6)。 氏は その結果、 鎌倉幕府の年中行事の全体像の提示やその内容についての考察は、 近衛家・九条家といった摂関家における年中行事の実施は、 『玉葉』『猪熊関白記』 摂関家の年中 とい った摂関 行 行 中 事 事 なお 넊 が Ó 0 鎌 律 実

府 が挙げられよう。 全体像の考察が停滞している要因として、主史料とすべき『吾妻鏡』(以下、 期  $\tilde{O}$ 記事を収録していないこと、 また、収録された記事の性格が時期毎で異なっていること(®) 煩を避け [鏡]) が 鎌倉幕

鎌倉殿の家政の一つとして鎌倉幕府年中行事の実施があるとした場合、鎌倉殿が主となる行事を整理し、 神楽の 機 か 関 奉納を評定にはかり、 の一つとみなせよう(9)。 幕府の機構としての「政所」「御家人」といった名称が示すように、 更にその実施を政所に命じた例がある(10)。 幕府機構が固定化されつつあった頼経期の出 こうした例にみえるように、 幕府も同時代に 来事では あるが お 頼経 ける

が 家

律令制祭祀や氏祭祀との関係性や実施の意義について検討することは、 また、 鎌倉幕府の権力構造について考える上でも必要な作業となろう。 鎌倉幕府における鎌倉殿の存 在

整理したい。 そこで、本稿では以下の作業を行う。 その作業を通じ、治承四(一一八〇)年の頼朝の鎌倉入り後、 まず、幕府草創期における頼朝による年中行事の整備 頼朝の個人的な信仰 い幕府 うい 7

という家政機関

の年中行事に変化してゆく経緯をみようと思う。

以下、

章を改めて頼朝期における年中行事の検討を行う。

の作業を通じ「鎌倉殿 次いで、摂家将軍・親王将軍期における年中行事の実施と、鎌倉殿の関与についての検討を行う。 の職務」と「鎌倉殿の氏祭祀」との相関について検討を行いたい。

# 1、源氏将軍期の鎌倉幕府年中行事と家政

たからこそ、 年十二月十二日条「所素辺鄙。 治承四 本章では、 八幡宮は頼朝によって治承四 康平六(一○六三)年に頼義が勧請した八幡宮の若宮が残っているだけであったとされる⑵ 頼朝が根拠地と定めたために都市として発達したのか、 一八○ 源頼朝が整備した鎌倉幕府の年中行事について検討を行う。 頼朝の根拠地化を契機として都市化が進展したのかはなお検討の余地があろう。 年十月六日に頼朝が鎌倉に入った当時(11)、 而海人野叟之外、卜居之類少之」という表現によるならば一漁村でしか (一一八○)年十月十二日に現在の位置に遷され<sup>(3)</sup>、 あるいはある程度の都市機能を有してい 鎌倉は 鏡 治承四年 臨時祭や放生 その後、

により、 に記事が収録されている全時期において放生会はほぼ毎年分の記事が確認できる。こうした記事の傾向 向をみせることに加えて、 会をはじめとする儀礼が整備されていった。『鏡』の記事収録の特色として、 鶴岡八幡宮放生会が鎌倉幕府において別格の年中行事であったことが伺える。 年中行事については記述が散発的であることが指摘できる(4)。 先述の時期別に一定の L か 鏡 傾

平氏滅亡に至るまでに行なわれた年中行事をみてゆきたい。 元 (一一九九) しつつ、実施されていた年中行事とその開始時期とを整理した。大まかな時期区分を示すため、 挙兵前後の 放生行為が確認できる(エラ)。こうした頼朝自身の信仰・宗教行為を念頭に置きつつ、挙兵後から (一一八五) 年の平氏滅亡までを期間①、 頼朝個 年の頼朝死去までを期間③、 人の信仰・宗教行為であるが、 それ以降を期間④とした。 建久元(一一九〇)年の頼朝上洛までを期間②、 『鏡』においては(一)法華経信仰 以下に別表一として『鏡』の記事を参考に <u>-</u> 観音 表には 正治 信 仰

### 別表一 鎌倉幕府年中行事

一元曆元(一一八四)十一月六日	寿永元(一一八二)八月十五日	寿永元(一一八二)一月三日	養和元(一一八一)一月一日	始行年月日(西暦)
鶴岡宮御神楽	鶴岡宮六斎講演	御行始	鶴岡社参	儀礼名
	のち、放生会に期間		鶴岡八幡宮への年初参詣	注記
	鶴岡宮御神	鶴岡宮御神楽のち、放生会に	鶴岡宮御神楽のち	(4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9)

毎月二十五日	建久二(一一九一)二月十二日建久二(一一九一)八月十六日	文治二(一八六)一月八日 文治二(一八六)九月九日 文治二(一八六)九月九日 文治三(一八七)五月五日 文治三(一八七)八月十五日 文治四(一八八)一月六日 文治四(一八八)二月二十八日 文治四(一八八)二月二十八日 文治四(一八八)二月二十八日 文治五(一八九)六月二十日	始行年月日(西暦)
文殊講類追善仏事	鶴岡宮神楽政所吉書始	营中心経会 電開宮臨時祭 鶴岡宮臨時祭 鶴岡宮臨時祭 鶴岡宮臨時祭 鶴岡宮臨時祭 鶴岡宮臨時祭	儀礼名
建保三年以降。持仏堂にて正治元年以降。法華堂にて	式日、中卯日か 武日、中卯日か 「東卓」治」	節日 節日 節日 で で で の の の の の の の の の の の の の の の の	注記
期間④	期間③	期間②	

不定 毎月 毎月 仁王会 泰山府君祭 一所三嶋春 日神 楽 宗尊親 頼 頼経下向後 篇期 王期に恒例化 (頼経大殿期

※『鏡』は国史大系本による。

期間④

制するための侍所の存在が確認できるのみである(エ)。 年の元日から鶴岡若宮への参詣、 できる まずは平氏滅亡までの時期である期間①をみてゆきたい。 この時点での頼朝を中心とした集団は単なる一軍事勢力に過ぎず、 及び流人時代から信奉していた法華経の供養を行っていたことが確認 鎌倉入りの翌年である養和元(一一八一) 機関としても家人を統

氏の滅亡後である。その契機としては平氏追討の賞として頼朝が従二位に叙されたことがあろう おいても、 家政機関 葉』文治元 行事や祈禱に関する記事は少ない。 **倉に勧請したものである。「潜」の語が示すように、** と『鏡』 表 ||倉幕府祭祀の中核の場である鶴岡 一で期間①とした平氏滅亡までの 治承四 の設置が公的に認められ 当該時期に開始された儀礼が他の時期より多い。以下、 一八五 (一一八〇) 年十月十二日条によれば、 年四月二十八日条)。 (『雑令』 『鏡』 八幡宮は、 『鏡』は、 に年中行事の記事がみえ始めるのは別表一で期間②とした平 家令職員令)、 三位以上に叙されたことで(既に存在していたとはいえ) 『鶴岡 京都との折衝や軍事関係の記事の割合が高く、 石清水八幡宮を正式に勧請したものではなかった。 八幡宮寺社務職次第』 頼朝の祖である源頼義が 家政の整備が進んだためであろう。 その内容についてみてゆく。 18 0) 「潜」(ひそか) 「若宮社奉勧 別 表 請事 年中 に鎌

て実施されたものである(②)が、鶴岡八幡宮においてはこの式日は採用されなかったようである。 祭は年一度ではなく、 放生会はその代表的な儀礼である。一方、石清水八幡宮臨時祭の式日は三月であるが、 請したものである。よって年中行事も石清水宮のそれを踏襲する形で整備されたとみなすべきであろう。 れていたことが確認できる 散発的な記載に留まるものの、『鶴岡社務記録』では最後の鎌倉殿である守邦親王期においても実施さ え、幕府年中行事の中核ともいうべき鶴岡八幡宮放生会がある。これらの儀礼は恒例行事として定着し、 養する鶴岡 期 幡宮臨時祭の主な式日は以下の通りである。 間 ②に開始された年中行事として、幕府で般若心経を講説する心経会、 切経会といった仏事、二月・三月・四月・五月・六月・九月に実施された鶴岡 数度実施されていた(19)。 (後述)。先述したように、 加えて、 鶴岡 三月の石清水臨時祭は本来将門追討 八幡宮は頼義が石清水八幡宮を「潜」に勧 鶴岡八幡宮寺で一切 鶴岡 [路 八幡宮臨 報賽とし 嵵 発を供 祭に加 鶴岡

### 儿 月三日 <u>Ŧ</u>i. 月五日 六月二十日 九月九日

ており、 めとした鎌倉幕府関連の史料からは七月七日が重視されなかった理由は確認しえないが、本来七月七日 じく節日ではあっても七月七日の七夕に鶴岡宮で臨時祭が営まれた形跡 したのであろうと推測できる。なお、同じく節日である三月三日には鶴岡一切経会と神事とが実施され 右 記 のように式日を挙げてみると、 これも五月五 百 ・九月九日と同様 五月五日 節日 ・九月九日は節日(21) からの踏襲であるとみなすべきであろう。 と重複しており、 は確認できない。 その式日を踏 ただし、 をはじ 同

内裏に穢が生じていても祭祀を実施した例がみえることから、 は女性の裁縫の上達を祈願する乞巧奠の日であった。 ったからと推測しておき、後考を俟ちたい。 たのではないかとの指摘も存在する(3)。 こうした理由から、 加えて、 さほど祭祀としては重要視され 『江家次第』の「乞巧奠」 星合・乞巧奠は武家儀礼に馴染まな には諒 7 闇 な

几 月三 日 この鶴岡 八幡宮臨時祭については 『寺門高僧記』 24 に注目すべき記事がみえる。 以下に引用

史料①『寺門高僧記』

する。

(縁起有之)新八幡宮頼義勧 

行之。家僕人々流鏑馬勤之。門徒馬長渡之。

或云。 為大衆長充行馬長十番。 康和年中、 園城寺請八幡宮行四月三日。 重又禅智法印壮之比結構田楽。 是依衆徒立願追払御室戸僧正也。 先差能慶法眼 〈左大臣実能息也〉令調装束。 其後心猷 〈龍陽〉

自其以来相継行之。

※文中の〈 〉 は割注を示す。 傍線 傍記は筆者による。 以下同

期と推定されてい は園城寺に建立された新八幡宮で初めて祭礼が営まれた際のことが記されている。 寺門高僧 記 は寺門派の高僧につい . する<sup>(25)</sup>。 先に引用した文は同書の巻四増誉の記事の中にみえるものであり、 ての伝記集であり、 著者は不明ではあるが、 新八幡宮を 「草創」 成立は 鎌 前 倉 半部 時 代

らせるのではなく、 いて指摘されているが(エク)、 五 (一一八九) に任じられた年である(26)。 に再確認させ続ける意味もあったであろう。 前九年の役の報賽としてこの祭礼も含めたものとみなせよう。また、この四月三日の祭礼を一度で終わ した僧である覚義は、 幡宮であるといえよう。 年の奥州合戦において頼朝が頼義の事跡を追うことに腐心していたことは先行研究にお 周回性をもたせて実施した理由は、 頼義の三男義光の子とされる。 康平六(一〇六三)年は前年に前九年の役が終結し、 頼朝が前九年の役を意識し、 したがって、昇進の報賽としてこの日に八幡神を祀ったのであろう。 同八幡宮は、 頼朝が自己を頼義の後継者であることを御家人 その経緯をなぞりきろうとしたのであれば(※) 頼義の一族の手によって整備された 頼義が正 四位下 伊予守

此儀」として年二度実施したことからもそのことが伺える(ヨ)。 挙兵前 四月三日を式日とする祭礼は途絶し、長治元(一一〇四)年以降に再興したのではないかと思われる。 元を行った後の九月十四日である(窒)。 における記事 前は源氏と密接な関係にあった園城寺の長吏であった。ただし、隆明が死亡したのは康和から長治に改 隆明は寺門派寺院であった三室戸寺を十一世紀末頃に再興した僧侶として知られる。三室戸寺に移る以 同 後半部分である「或云」以下には、三室戸僧正こと隆明の追放が契機になっていると思しき文がみえる。 時 期 か 来月朔日可被遂行之旨、 5 (期間②) 頼 朝 の扱いをみる限り、鶴岡八幡宮放生会は鎌倉幕府において最も重視されていたようである。 は放 に開始された年中行事として鶴岡八幡宮放生会がある。 生行為を重視していたが 有其沙汰。是於式月者、 あるいは康平六 (一〇六三) 年の頼義・義家親子による祭礼の後 30 奥州征伐を行った文治五(一一八九) 定可有御坐奥州之上、 この放生会の開始以前にも八月十五 先にも書いたように 為泰衡征伐御 年には 鶴岡 及

宇佐宮に範をとる形での放生会の実施は平氏の滅亡後からであった。 の放生会の実施を見越してのことであったと考えられる。 石清水八幡宮放生会の式日でもある。こうした日に六斎講演を実施したことは、将来的 みえる。 に六斎講を実施した記事が『鏡』 十五日 は八日 ・十四日 ・十五日・二十三日・二十九日・三十日の六斎日の一つであり、 養和元(一一八一) 年八月十五日条と『鶴岡八幡宮寺社務職次第』に しかし、 鶴岡八幡宮の整備が進み、 のな鶴岡 石清水 八幡宮で か

価値観を踏まえていたからと考えられる。 る文治三(一一八七)年に所役を拒否した御家人を処分した例(ヨク) いたことが確認できる。 放生会に関して、先に挙げた年二回実施の例に加え、式日を二日に分けたこと、また、 鏡 が放生会の記事を可能な限り採録しているのも、 から、 頼朝が放生会を特に重視して 編者が頼朝のこうした 始行の年であ

るが 関東では在庁官人らが受領を接待する儀礼であったことに対し、京では家政機関の設置に伴って家人と れるようになる。これは、別表一の平氏滅亡から頼朝上洛までの期間②において特に年中行事の初出記 動を記録することに主眼が置かれたようである。『国史大系書目解題』下巻所収の しかし、 の主従関係を確認する行為であった (33)。こうした儀礼が平氏滅亡後の『鏡』に散見しはじめる理由 から十五に相当する頼朝将軍記には説話的な内容が多いこと、文書の掲載が多いことが指摘され 宗教儀礼以外では、 この時期までの 頼朝の挙兵当初の目的であった平家滅亡後は、鎌倉殿の家政機関の整備過程と頼朝の政治的活 加えて、 平氏滅亡を契機に 椀飯や御行始・吉書始・弓始といった儀礼も平氏滅亡後から確認できる。 『鏡』が平氏討伐戦を主題として叙述することを目的としていたからであろう。 『鏡』には前述したように年中行事の整備に関わる記事 『鏡』 解説内で、巻 が 椀 確 飯は、 てい

事が多いことからも伺えよう。こうした傾向は 鏡 の編者による意図的な記事選択により生じたもの

と考えられる

例といえよう。 中以下年中行事』(30) 的な儀礼と同様に椀飯をはじめとした家人との関係を再生産する儀礼が実施されるようにもなった。『鏡 確認できる。また、椀飯及び御行始は鎌倉幕府の滅亡後も鎌倉府の儀礼として実施されていたことが『殿 における椀飯の記事は摂家将軍期から増加し、多くは一月初旬の三日間にわたり実施されていたことが 頼朝が平氏討伐の賞として従二位に叙され(ധい、公に家政機関を設置できるようになってから、 において確認できる。 頼朝期に整備された儀礼が武家故実となったことを示す一

頼朝と、そうした京都型の慣習に対して違和感を持った御家人たちとの間に齟齬があったといえよう。 形式を嫌った御家人が頼朝に抗議した例から考えると、家政機関の設置に伴い既存の枠組みを重視した こうした家政機関の整備に伴い、下文の発給形式も政所から発給される形式となった。 しかし、

関東の御家人たちが幕府の性格が変化したと理解するまでには時間が必要であったのだろう(ヨ)。 が参加していた。 日に仏事を営んだ旨の記事が散見されるようになる。実朝期までは頼朝の追善仏事に鎌倉殿、 善仏事が加わる。 正 治元(一一九九) 以下に別表二として『鏡』 一周忌として法華堂で追善仏事が営まれた記事をはじめとして、 年の頼朝の死後、 翌正治二 (一二〇〇) 年からは鎌倉幕府の年中行事 から確認できる実朝期までの頼朝追善仏事を整理した。 『鏡』 には たに頼 及び政子 頼朝 朝 の忌 0

### 別表二 実朝期までの頼朝追善仏事

年月日(西暦)	備考
建仁元(一二〇二)年十一月十三日条	
建仁三 (一二〇三) 年十月十三日条	参堂有
元久元 (一二〇四) 年二月十三日条	
元久元 (一二〇四) 年九月十三日条	
承元元 (一二〇九) 年十月十三日条	政子御参
承元元 (一二〇九) 年十二月十三日条	政子・実朝参
建暦元 (一二一一) 年十月十二日条	鴨長明下向
建曆元 (一二一一) 年十二月十三日条	参堂有
建曆二 (一二一二) 年十一月十三日条	参堂有
建保三 (一二一五) 年三月十三日条	参堂有
建保四(一二一六)年五月十三日条	参堂有
建保四(一二一六)年十二月十三日条	政子・実朝参

別表二にみえるように複数回参堂しており、放生会や臨時祭以外の氏の祭祀にも参加していたことが確 頼家期には一例しかみえず、また、頼家自身が参堂したか否かは『鏡』からは確認できない。 実朝は

認できる。

鎌倉幕府における鎌倉殿家政と年中行事

# 2、摂家将軍・親王将軍期の鎌倉幕府年中行事

氏祭祀と鎌倉殿 本章では前章での作業を元に、 Ó 関与についてみてゆく。 の職務としての儀礼の双方に関与していた。 先にみたように、実朝までの鎌倉殿は頼朝の血を引いていることもあ 摂家将軍二代、 そして親王将軍四代の期間に実施された年中行

15 に になる。 おける比較作業のため 河 一内源氏から藤原氏へと鎌倉殿の氏が変わることによって、 本章では摂家将 に四代目鎌倉殿、 軍期に鎌倉幕府の年中行事がどのように変化したの 九条頼経の家である摂関家の年中行事をみておきた 祖先祭祀を実施する主体も変化したこと かを確認してゆくが、 本章

る。 親王将軍の中でも特に宗尊親 る宗尊親王・惟康親王親子、 して鎌倉幕府年 九条家・親王らを祭主として実施されることとなった。 実朝の横死後、 母方を通じて義朝と繋がりがあるとはいえ、 中行事にどのように関わっていたのかをみてゆくことが本章の目的である。 頼朝直系の血は途絶え、 久明親王・守邦親王親子は、 王は河内源氏とは一 先に整理した鎌倉幕府の年中行事は、 切の血縁を持たない。 九条家出身の九条頼経・頼嗣の親子、 すなわち、 河内源氏と父系を通しての血縁を持たない 氏祭祀の主催者を欠い このような彼らが 河内源氏の血を引か 加えて親王であ たこととな 倉 な

7 内源氏の氏祭祀 前章で述べたように、 摂家将軍期以降 との一 の征 種 実朝期までに実施された鎌倉幕府年中行事は、 夷大将軍すなわち鎌倉殿の機能についてみてゆきたい。 の儀礼からなってい た。 それらの儀礼がどのように変化したのか 京都のそれを踏襲した儀礼と河 の検討を通じ

### (1) 摂家将軍期

検討するため、 から抄出したものである。 では政子が鎌倉幕府の中心、 して鎌倉幕府の年中行事に臨んだ頼経の存在が、 承久元(一二一九)年に九条頼経が鎌倉殿の後継者として二歳で鎌倉に下向してから、 摂関家の年中行事について確認しておきたい。以下の別表三は前出佐藤健治氏の論文 (38) いわば鎌倉殿であった。では政子の死後に九条家の人間のままで鎌倉殿と 年中行事にどのような影響を与えることになったかを 北条政子の死ま

### 別表三 平安末~鎌倉初期摂関家年中行事

月

十九日	上申	上卯	日日	十五日	八日	此月	四日	日日	一日
忠通忌日	春日神馬	大原野神馬	宇治殿御忌日	節日	法成寺金堂修正	吉書始・宮咩祭	法成寺阿弥陀堂修正	臨時客	四方拝・歯固・拝礼
五月				四月					三月
五日	中申	中子	八日	上酉	此月	十五日	十四日	三日	日

月

十一月	十月		九月		八月			七月	六月	五月
上申	此月	九日	日日	十五日	田日	十五日	十四日	七日	三十旦	八日
春日神馬・梅宮祭	法成寺八講定	節日・法成寺惣社祭	御燈・由祓	石清水八幡宮放生会	北野祭神馬	盂蘭盆会	盆供	節日・乞巧奠	御祓	宇治離宮祭
	毎月	毎月			十二月					十一月
	十五日				此月	此月	三十旦	二十七日	中申	中子
	恒例尊勝念誦	泰山府君祭	法成寺修正	歳末御修法	荷前	東三条殿御:	法成寺御八	日吉神馬	吉田神馬	大原野神馬

楽

一条殿御

神

楽定

※佐藤健治
「鎌倉時代摂関家
の年中行事」
から抄出し、
作成。

の泰山府君祭(39) る。 での期間において、 はじめとした儀礼の舞台となる寺社と鎌倉とが離れていることが挙げられよう。 まの形で鎌倉幕府が踏襲したと考え得る儀礼である。 表中、 頼経の下向・鎌倉殿就任を契機に、摂関家儀礼が鎌倉幕府儀礼として踏襲されたかといえば、 太字の儀礼は、 を除いてはそうした傾向を確認できない。 いわば「鎌倉殿家儀礼」とも呼称すべき儀礼が固定化されており、 頼経 の下向以前に鶴岡臨時祭をはじめとした他の儀礼として、 内訳をみると、 そのことの単純な理由としては、 節日と八幡宮関連の儀礼が該当す また、 頼朝 摂家将軍 あるいはそのま から 春 -期にお 実朝 Ë 毎月 社 を

いても周回性をもって実施・継続されていたからであろう。

二所詣はほとんどが奉幣使を立てていたが、 る。 管理下で大きな政治的対立が表面化していなかったことも影響していたと考えられる。 ことを御家人と鎌倉殿との関係が良好であったからと推定することも可能であろう。 気の時期を除いては直接に奉幣をしている。 ただし、 経 は 元服 五月五 以降、 日 鎌倉で実施される年中行事には の鶴岡八幡宮臨時祭は少々事情が異なり、 元服し、父である九条道家から牛車が贈られる頃に また、 その際の御家人の諸役拒否も見受けられ 可能な限 ら臨席 欠席例が目立つ。また、 していたことが [鏡 更に、 頼経幼 か ない。 ら確 北条泰時 は、 少期 認でき 病 0

たと評価することができよう(型)。 った儀礼の場に臨席して儀礼を遂行させることであった。 。鏡』で確認し得る限り、 鎌倉幕府年中行事に際しての鎌倉殿の職責は、 その点で頼経はその責を全うしていたしてい 八幡宮放生会・ 臨 時 祭とい

主体的な意思を示したという例は見受けられない。長じてからは、 していたことが伺える。こうした事例は、 の氏神である春日社に神楽を奉納させようとしたことから、 嶋と春日分社での神楽は、経済的な理由から毎日という条件を毎月に変えて実施されることとなった。 |録が存在する<sup>(42)</sup>。 経 は幼い内に鎌倉に下ったため、 桹 ・三嶋は将軍が直接参詣して奉幣を行う年中行事である一 伊豆・ こうした例の内、 箱根・三嶋に加えて鶴岡に分祀した春日分社に毎日神楽を奉納させようとし 後述する宗尊親王のように、 臨時祭は穢が生じたため実施されなかった。 鎌倉幕府の年中行事の内、 鎌倉殿の祭祀に九条家の性格を強めようと 式日以外の鶴岡 下向後ほどなく儀礼の遂行に対 一所詣の対象である。 河内源氏の氏祭祀を除く他の祭祀 八幡宮臨 伊 さらに 豆 時祭の実施 根・三

に関しては鎌倉殿の意向が重視されていたことを示していよう。

た(鉛)。それ故に「頼朝と直接の血縁関係がない」、換言すると「家」が異なる将軍は、 職としての幕府祭祀以外ではその存在感を薄くせざるを得なかったのであろう。 担っていた氏祭祀の主催者としての立場は持たず、 の人間」として鎌倉殿の地位にあったといえよう。 他方、 政子の追善仏事といった源氏や北条氏の氏儀礼には参加しておらず、 その祭祀権は政子から竹御所、 摂家出身の将軍である頼経は、 頼経 そして北条氏に移 実朝までの はあくまで「九条家 「征夷大将軍」

る <sup>44</sup>。 が政 定権を持っていたのは現摂政ではなく、 |経に続いて鎌倉殿となった頼嗣であるが、幼少期の就任ということもあり、 務に関与していた。こうした形態は摂関家においても確認でき、 大殿であったことが樋口健太郎氏の論考によって指摘され 鎌倉初期の近衛家において最終決 当初は大殿として頼

### (2) 親王将軍期

どのような変化が生じたのかを確認したい。ただし、『鏡』は文永三 (一二六六) 年の宗尊親王追 頼嗣追放後に将軍として迎えられた宗尊親王は、河内源氏の血を一切持たない人物であった 🕫。本来、 月十三日条によって知られるところである。 の氏祭祀に直接関与する場面は先に挙げた例外を除いては確認できなかった。 これまでみてきたように、 の後継として北条政子が希望していたのは親王下向であったことは 母方に源義朝の血を引く九条頼経、 以下では親王が下向したことによって鎌倉幕府年中行事に 及びその子頼嗣であっても、 『鏡』 建久四(一二五二) 承久元 (一二一九) 河 放・京 内源氏 年の

都到着と共に擱筆されているため、 年中行事の詳細を確認しうる時期は宗尊親王一代に限られる。 よっ

まずは宗尊親王期に注目したい

役を拒否した例も確認でき (睾)、鎌倉殿として年中行事を維持したいという意志を持つ宗尊親王と御家 人との間 親王は年中行事の実施に意欲的で、 ついては厳しい態度をとっていた。時宗らが御家人の所役拒否について宗尊親王から詰問されたことも 人による所役の 。 鏡』にみえる<sup>(47)</sup>。 宗尊親王期に新たに追加された年中行事は確認できないが、 の緊張期であったことが考えられよう。 には軋轢があったように見受けられる。 拒否例が散見されることがあげられる。 しかし、そうした宗尊親王の意向に反して一儀礼において最高で五十人以上が 儀礼における随兵をはじめとした所役を勤めるべき御家人の こうした傾向が生じた主因としては、 同問題については別稿にて論じたが 当該時期の傾向として祭祀にお 同時期が宝治合 いて御家

年までを扱っており、 『社務』) (49)、 追放をもって擱筆されている。 鎌倉年代記裏書』を用いる(5)。『社務』は冒頭部を欠いており、建久二(一一九一)年以前の記事 ない年も多いことに加え、『鏡』との間に若干の齟齬が確認できることや、 通算四人の親王たちを鎌倉殿として仰いだ期間は、 年の宗尊親王追放からであっても六十七年間となるが、 また、 加えて、 甲乙巻に分かれており、 年中行事に関わる記事の数こそわずかであるが、『社務』を補いうる史料として 記事も甲巻に比べ詳細である。 故に、 惟康親王期以降の検討を行う材料として『鶴岡社務記録』 乙巻は建武三(一三三六)年から正平十・文和四 甲巻はそれ以前の時期を扱うものの、 鎌倉幕府全期間のおおよそ半分である。 前述のように 周回性を持つ儀礼の収録 『鏡』は宗尊親王の 記事 (一三五五 文永三 が存 以下、

L

基準が一定しない傾向にあるが、鎌倉幕府後半期間の鶴岡八幡宮の動向について知る上では重要な史料 表の裏書であり、 である。 また、 『鎌倉年代記裏書』 簡単な記事ではあるものの、幕府の動静を伝える史料として有用である。 (以下、『年代』)は鎌倉幕府滅亡直前に成立したと考えられている年

以下、 惟康親王期以降の『社務』『年代』において確認できる年中行事関連の記事を整理したものが

## 別表四 惟康親王期以降の年中行事関連記事

別表四である。

年月日	西曆	儀礼名	史料
文永九年三月三日	七	三月会、四月三日に延引。	社務
弘安元年八月十五日	一二七八	放生会、九月十五日に延引。	社務
永仁五年八月十五日	一二九七	放生会、九月十五日に延引。	社務
永仁六年八月十五日	一二九八	放生会。	社務
徳治元年四月二十五日	11101	二所詣、代官を派遣。	年代
徳治元年八月十五日	11104	放生会、十二月十五日に延引。	社務
徳治二年八月十五日	111104	放生会。	社務
延慶元年八月十五日	1 1105	放生会、九月に延引。	社務
正和元年六月二十日	111111	臨時祭、七月二十日に延引。	社務
正和四年四月三日	三三五五	臨時祭、五月三日に延引。	社務
正和五年八月十五日	1三1六	放生会、九月に延引。	社務

嘉曆二年九月九日	嘉暦二年一月	正中二年八月十五日	正中元年八月十五日	元亨元年八月十五日
一三 七	1 11111七	三三五	一三四	1 11/11 1 1
臨時祭延引	年始社参無し(守邦親王軽服)	放生会(守邦親王欠席)	放生会、十二月十五日に延引。	放生会、九月に延引。
社務	社務	社務	社務	社務

『鶴岡社務記録』から作成

\*

式日が固定されている放生会・臨時祭については式日の延引や中止を除いては記録しない傾向にある⑻ 『社務』は大仁王会のように式日が一定していない儀礼については都度記録する傾向にある一方(ヨ)、

そうした史料の傾向を踏まえつつ、別表四を確認してゆく。

施の記 の臨時祭と九月九日の臨時祭、正月の社参も確認できる。これらの記事は儀礼延引の場合に記録された 三二四)年・正中二(一三二五)年の実施が確認できる。また、同様に六月二十日の臨時祭、四月三日 治二(一三〇七)年・延慶元(一三〇八)年・正和五(一三一六)年・元亨元(一三二一)年・正中元(一 は弘安元(一二七八)年・永仁五(一二九七)年・永仁六(一二九八)年・徳治元(一三〇六)年・徳 別表一に整理した鎌倉幕府年中行事と比較すると、鶴岡一切法会が文永九(一二七二)年に、 の特徴を踏まえつつ考えると、放生会や臨時祭といった儀礼は宗尊親王期以降も継続されていたと [事が存在しても『社務』に当該儀礼を実施した旨の記事がみえないことが多い(ラ)。 こうした『社 式日に実施された場合には記事が省略された。宗尊期以前も含めると、 『鏡』には儀礼実 放生会

みなすべきであろう。 わち幕府の歳事として継承され続けたことを示している。 それはすなわち頼朝によって整備された鎌倉殿の年中行事が、 鎌倉殿 家 すな

### 結

王将 備された儀礼が継承されていった。 化したことを確認してきた 以上、 軍期における源氏の氏祭祀は北条氏の手に移ってゆくことで、 鎌倉幕府年中行事と鎌倉殿との関係についてみてきた。幕府では頼朝の死後も頼朝によって整 一方、 実朝の死によって頼朝直系の血が途絶えた後、 頼朝当初の 「鎌倉殿」 摂家将 の儀礼は二分

検討 和 は多くが の家政機関の後継者になること、 摂関家が家司を設けて家政を運営させたように、 るいは、 条氏は鎌倉殿家司の 義 .氏の論文で指摘されている(5)。『鏡』には建久三(一一九二)年に梶原景時が侍所別当の 朝期に成立した鎌倉殿家儀礼の一部を実朝の死後に担い が必要であろうが、 盛 ~四位 頼朝死後の か ら計略で奪った旨の記事がみえる<sup>(5)</sup>。 から五位であり、 [鏡 「家」として確立したといえよう。摂関家家司は多くの希望者がいたことが既出 執事に限らず家政機関の別当の地位が競望の対象であったことは伺えよう。 は、 実朝の横死や九条家との摩擦・追放といった事件を描きながらも、 摂関家家司と執権の官位とが同等になっている(ラメ) ことを考えれば、 更にいえば御家人の主人となることは不可能であった。摂関家 四位止まりの家格に過ぎない北条氏が極官正 梶原景時の乱の最中でもあり、 つつも、北条氏はあくまで家司であった。 事の真偽につい 位 地位 の家司 北条 ては 北 を 0

が鎌 氏 が鎌倉殿家司の家として成立していった過程が書かれていると考えても良いのかもしれない。 倉殿家の家司の家系として定着したが故に、 常に家政機関の所有者になりえる存在、 もしくは 北条氏

の代表者

(=鎌倉殿)

が求められたのであろう。

ことでもあった。 河内源氏の正嫡であるという主張であり、 祀の場として位置づけ、 ある頼朝が自己の信仰や必要から開始したものである。 ||倉に頼朝が設置した家政機関 自己を頼義の後継者と主張せんがために奥州合戦を進めたことは、 (=幕府)が営んだ周回性を持った儀礼は、 鶴岡八幡宮での儀礼の継続はその立場を誇示し続けるとい 頼義によって設けられた鶴岡 先にみたように創 八幡宮を自 頼朝こそが 始者 三の祭

河内 禱を実施させているが(ミタ)、こうした動きは九条家の一員としてのそれであろう。 いう評価 それが個としての祖先祭祀を除いた「鎌倉殿」の職務であり、 統率し、 いう個人を離れ、 して『増鏡』には 他方、 源氏 頼経には鎌倉下向後も父である道家から連絡がきており (※)、 鎌倉殿の意見が京都から求められ始めた時点で(ラン)、 有事には武力を行使させた。平時の職務は、 の氏の要素は介在していない。 が たある。 これは天皇になれない宗尊が鎌倉殿になるのも悪くない、 「職」と化したと考えるべきかもしれない。 「誠に大やけとなり給はずば、これよりまさる事、何事かあらん」(「烟の末々」) と ただ「幕府の主」となることに対しての感想が示されているの 八幡神を祀り、 年中行事の主催者としての職務であった。 全国の御家人を 「国政参画者としての鎌倉殿」は頼朝 また、父が病めば鎌倉でも占や祈 関東の平穏を祈ることとなった。 という意味であり、 「鎌倉家の家人」として また、 宗尊下向に関 そこに

である

鎌倉殿の出自が変わろうとも「鎌倉殿家」と共に継承され、幕府滅亡まで営まれた。 頼 朝が従二位の公卿として家政機関を設置し、その家政の一環として整備した鎌倉幕府年中行事は、 そして家政機関の

維持のためには、家政機関の主たりえる人間を戴き続ける必要があった。

本稿では一家政機関としての幕府を他の家政機関と年中行事という視点から比較した際、どのような

点からの比較の必要性を感じているが、それは他日に譲りたい。

類似点がみいだせるかという点に注目して論を進めてきた。今後の課題として、経済面といった他の視

(たけがはら やすひろ・平成十七年度文学研究科博士課程単位取得退学)

114

- 1 が知られるが、本稿においては論述の都合上両者を一括して「年中行事」と呼称する。 周回性を持って実施された儀礼については、公的なものを「公事」、私的なものを「歳事」と呼称していたこと
- (2)本稿において鎌倉幕府の主を「鎌倉殿」と呼称する理由は、征夷大将軍職にあることが鎌倉殿の条件ではないた
- (3)拙稿「鎌倉幕府の「祭祀」に関する一考察―摂家将軍頼経期を中心に―」(『年報新人文学』十号、 大学院文学研究科、二〇一三年)。 北海学園大学
- (4)拙稿「親王将軍期鎌倉幕府祭祀・祈禱に関する考察」(『年報新人文学』十一号、北海学園大学大学院文学研究科、 二〇一四年)。
- (5)青山幹哉「鎌倉幕府将軍権力試論―将軍九条頼経~宗尊親王期を中心として―」(『年報 後、大石直正・柳原敏昭編『展望日本歴史9 中世社会の成立』(二〇〇一年、東京堂出版)に収録 中世史研究』八
- 7 6 遠藤基郎編『生活と文化の歴史学2 年中行事・神事・仏事』(竹林舎、二〇一三年)所収
- 埼玉県立歴史資料館、一九九六年・一九九七年)が存在する。 大友務「『吾妻鏡』にみる歳事儀礼―源家三代期を中心に―」(『埼玉県立歴史資料館研究紀要』第十八号・第十九号・ 鎌倉時代全期を通しての論文は管見の限り確認できない。源氏三代を対象とし、年中行事を整理したものとして、
- (8)木村進「鎌倉時代の陰陽道の一考察」(村山修一他編『陰陽道叢書』2中世[名著出版、一九九三年]所収) を挙げておきたい。なお、全項目の引用は繁雑であるため上位三項目のみを抄出する の分類の基準、及び時期区分に疑問無しとはしないが、『鏡』の時期別の記事傾向の参考としてそこで示された数値 整理された『鏡』記載事項の分類と比率によれば、『鏡』の記事は時期別に以下のような傾向がみられるとする。

政治事項:五三・八パーセントの治承四年(一一八○)~承元三(一二○九)年:記載総数二四五三件

仏教事項:一二・一パーセント目常事項・一ノ・四ノ「イン」

②承元四(一二一〇)年~建保六(一二一八)年:記載総数五九二件

政治事項:三三・四パーセント

日常事項:二五・五パーセント

仏教事項:一六・三パーセント

③承久元(一二一九)年~寛元三(一二四五)年:記載総数二四六〇件

政治事項:二六・四パーセント

④寛元四(一二四六)年~文永三(一二六六)年:記載総数一五六八件日常事項:二一・五パーセント陰陽道事項:二五・四パーセント

政治事項:二九・一パーセント

日常事項:三二・八パーセント

女事項・ニナ・一パーセント

仏教事項:一一・四パーセント

することが求められよう。 よって、鎌倉幕府の年中行事について論じる際、特に『鏡』を主史料とする際にはこうした傾向に留意しつつ作業 うした傾向が生じた理由は、 九九〇。 ③期で陰陽道関連の記事が増加すること、④期では日常的な事項が主体になるなど、 増補版二〇〇〇年)で指摘されたように、 五味文彦氏が『吾妻鏡の方法』所収の「三『吾妻鏡』の構成と原史料」(吉川弘文館 『鏡』の編纂に用いた原史料が時期別に異なることにあろう。 時期毎に傾向が異なる。こ

- 9)井原今朝男氏が、著書『日本中世の国政と家政』(校倉書房、一九九五年) 所収の「第三節 課とを比較した上で、幕府を単純な第二の国家権力とはしえないと指摘している。平安末期から鎌倉期の「家」と「国 との概念をどのように設定すべきかという課題は残るが、念頭に置くべきであろう。 で、国政機関としての幕府と家政機関としての幕府について検討された。その中で、 摂関家の所課と幕府の所 幕府の二面性」(二五〇
- (11)『鏡』同日条。(一二四一)年一月十七日条(10)『鏡』仁治二(一二四一)年一月十七日条

- 12 鏡 治承四(一一八○)年十月七日条に、鎌倉入りした頼朝がまず鶴岡八幡宮を遙拝した旨の記事がみえる。
- 13 鏡 同日条
- のではなく、『鏡』は「特記事項がない限り収録しない」という記事収録に際しての編纂方針があったことが伺いえる。 は実施の旨の記事が散発的に掲載されるに留まる。しかし、『社務』と比較した際、それは儀礼の断絶を意味するも 鏡 に記事がみえる年で、 儀礼が実施された旨の記事がほぼ毎年確認できるのは放生会のみである。 他の儀礼
- (15) 『鏡』治承四(一一八○)年八月十六日条に「自御幼稚当初、奉安置正観音像、 記事がみえる。 養和元(一一八一)年一月一日条。「以朔旦被定当宮奉幣之日」「次法華経供養」とある。 加えて同年七月五日条には 「法華八軸持者也」という一文がみえる。 被専放生事、 歴多年也」という

なお、

神仏事の

- 後には千葉常胤が椀飯として鯉を献上している。 治承四(一一八○)年十一月十七日条に和田義盛を侍所別当に任じた記事がみえる。
- 18 『神道大系』 鶴岡 (神道大系編纂会、一九七九年) 所収。
- 年中行事は以下の通りである。 系編纂会、一九八八年] 所収) 比較対象として宇佐八幡宮の年中神事・仏事を確認しておきたい。『宮寺縁事抄』(『神道大系』石清水 中の「仏神事惣次第」章の「宇佐神事仏事次第事」の項にみえる主な宇佐八幡宮の [神道大

### 別表五 宇佐神事仏事次第事

二月会	日	
神楽	卯日	
春御祭	初卯日	一月
<b>踏</b> 歌	: 四	
心経会	十三日	
季御神楽・修正会・朔読経・不断法花経転読	日	正月
行事名	日	月

毎月 二十三 三十日 十二日 二十七日 日 夜御供 理趣分 御仏名 祓 御誕生会三十講 ・宝前六節講 長日勤

(20)『江家次第』三月。

五日も聖武天皇の忌日であるため、称徳天皇によって節日扱いを外された(『続日本紀』天平宝字二[七五八]年三 「雑令」に節日の規定が存在するが、九月九日は天武天皇の忌日であるため節日扱いされていない。後には五月

(22) 『江家次第』七月。

月十日条)が、いずれも後に節日として扱われている。

(23) 池田亀鑑『平安時代の文学と生活』(至文堂、一九六六年) 五七三頁。

(24)『続群書類従』釈家部(第二十八輯上)。

25 載の徳一」(『高円史学』十四号所収。高円史学会、一九九八年)にて指摘されている。よって一部は『大日本史料 錯簡や誤写が多く存在することが山岸広基氏の「『寺門高僧記』巻四をめぐる問題-『国史大辞典』「寺門高僧記」項(担当:佐々木令信)。なお、 本記事が収録されている続群書類従本の巻四には -続群書類従本錯簡の訂正と所

第三編之六(永久四[一一一六]年正月二十九日条)によった。

巻四、康平六(一〇六三)年二月二十七日条、及び『尊卑分脈』。

26

**『百錬抄』** 

(27) 山本幸司 るという指摘は、頼朝による幕府の構想について考察する上でも留意すべき指摘であろう。 なぜ義家の後三年の役ではなく頼義の前九年の役なのかの考察もされている。両者の差違は 『頼朝の天下草創』(講談社、二〇〇一年。のち、講談社学術文庫[二〇〇九年]) 「私戦か公戦か」にあ 四十六頁。本節では

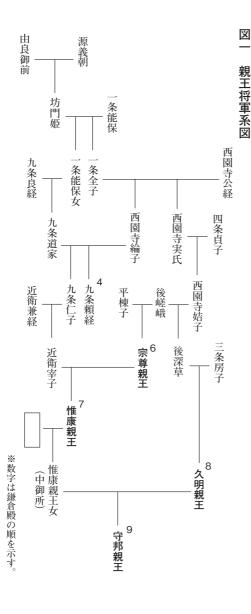
道将軍家の御旗の寸法に任せ」とあり、頼義の先例を意識していたことが伺える。 『鏡』文治五 (一一八九) 年七月八日条に千葉常胤が奥州征伐用に旗を献上した記事が存在するが、旗の寸法は「入

- 〔29〕『中右記』長治元(一一○四)年九月十五日条、 ているが、長治への改元は二月十日である 及び 『尊卑分脈』。なお、『尊卑分脈』も長治ではなく康和とし
- (30) 『鏡』治承四 (一一八○) 年八月十六日条。
- 31 二〇〇二年)。 拙稿「文治五年鶴岡放生会実施に関する小考」(『印度哲学仏教学』十七号所収。 北海道印度哲学仏教学会
- たため、罰として所領を没収されている(『鏡』同年八月四日条)。 放生会始行の年である文治三(一一八七)年に的立役として熊谷直実を命じたところ、当役を不満として拒否し
- (3) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館、一九八五年)第一編第一章十六頁
- (34)五味文彦・井上聡「吾妻鏡」(『国史大系書目解題』下巻所収。吉川弘文館
- 二〇〇一年)八〇四頁。
- (35)『鏡』文治元(一一八五)年五月十一日条。
- (36)『群書類従』武家部(続群書類従完成会本第二十二輯)所収。
- とならない」ことがその理由であったが、これは鎌倉殿家政機関の性格が変化していった中で生じた問題といえよう。 服とした千葉常胤が、御判下文をそえて下された例がみえる。「政所下文は鎌倉殿の家司が書いたもので、後の保証 とがみえる。しかし、『鏡』建久三(一一九二)年八月五日条に、御判下文に代えて政所下文が与えられたことを不 政所の設置に伴い、『鏡』建久三(一一九二)一月十五日条において下文は政所下文に統一する旨を沙汰したこ
- (38) 前出(6) 論文。
- (39) 『鏡』嘉禄二(一二二六)年十一月二十六日条。
- 月五日は節日としての意義が京都においては希薄になっており、そうした傾向に頼経も倣ったのではなかろうか。 (一二三七)年からである。他、五月五日の臨時祭も欠席例が多い。その理由について『鏡』からは確認できない。 |建武年中行事』五月五日条に「五日の節絶て久し」(『群書類従』公事部)の記載から推察すると、鎌倉中期には五 頼経幼少期は二所詣に代理の奉幣使を立てており、 頼経自らが奉幣に向かったことが確認できるのは嘉禎三
- (41)『鏡』貞永元(一二三二)年七月十二日条。頼経が病気療養中に臨時祭の実施を願ったが、七月十一日に鶴岡八

幡宮で穢れが生じたため実施には至らなかった。

- 〔42〕 『鏡』仁治元(一二四○)年十二月十六日条。本来の希望は毎日の神楽奉納であったが、「莫大の用途」であり「御 を奉納させるよう政所に命じた旨の記事がみえる。 家人の煩い」となるとして毎月の奉納に変更している。実際に翌仁治二(一二四一)年一月十七日に(「鏡」)神楽
- (43)金永「摂家将軍家の「家」の形成と妻たち」(『ヒストリア』 一七五所収。大阪歴史学会、二〇〇一年)。
- (4)樋口健太郎『中世摂関家の家と権力』 (校倉書房、二〇一一年)、第三章。
- (45)親王将軍の系図を図一として整理した。左図のように惟康親王は近衛宰子を通じて母方で義朝の血を受けている。 また、西園寺家を通じて義朝の血を受けている久明親王は惟康親王の娘と結婚し、両者の間には最後の鎌倉殿とな

った守邦親王が生まれている。



- <u>46</u> 拙稿「鎌倉幕府における御家人の所役拒否について」(史流四十五号。北海道教育大学史学会、二○一五年)。
- <u>47</u> 『鏡』文応元(一二六○)年七月六日。宗尊親王に無断で前年の放生会随兵が別人に変わっていたことについて
- (48)弘長三(一二六三)年の放生会は総計五十人ほどが所役を拒否している。

の詰問であった。

- (49)『社務』については、『国史大辞典』 九七九年)の解説も参照されたい。 同項(三浦勝男執筆)、及び、『神道大系神社編二十 鶴岡』 (神道大系編纂会:
- (5)続史料大成本(竹内理三編。臨川書店、一九七九年)を使用した。
- 51 惟康親王期以降に実施された大仁王会については以下の通りである。なお、全て『社務』からである。

### 別表六 惟康親王期以降の大仁王会

年月日	西暦	年月日	西暦
文永六年六月八日	一二六九	永仁五年閏十月二十一日	一二九七
文永七年六月二十二日	11140	乾元元年閏四月十六日	111011
文永八年七月六日	二七	嘉元三年二月十六日	三三
文永十年二月二十六日	一二七三	徳治元年三月十一日	一三〇六
文永十一年七月二十六日	一二七四	徳治二年三月九日	一三〇七
建治三年五月二十五日	一二七五	徳治二年八月十二日	三〇七
建治三年十二月十二日	一二七五	延慶二年六月十九日	一三〇九
弘安元年四月二十日	一二七八	応長元年三月十三日	1=1
弘安四年五月二日	二八一	正和元年五月七日	111111
弘安五年十一月二十日	一二八二	元応二年二月十二日	111110
弘安六年六月十五日	一二八三	元亨元年二月二十九日	1 111111
弘安八年十二月八日	一二八五	元亨二年六月十六日	

永仁元年五月二十八日	正応二年二月十六日	正応元年五月二十日
一二九三	一二八九	一二八八
正中二年四月二十八日	正中元年二月二十七日	元亨三年二月二十八日
三三五	一三四	1111111

- 52 (53) 例として建久三 (一一九二) 年の『鏡』と『社務』にみえる年中行事を比較してみたい。『鏡』には一月 修正会、 の放生会(十四日の相撲、十六日の馬場儀含む)の記事がみえる。 『社務』と『鏡』とを比較すると、こうした傾向が確認できる。もっとも顕著な例としては、放生会が挙げられる。 一月五日の的始、 二月十二日の鶴岡宮神楽、二月十五日の鶴岡臨時祭、三月三日の鶴岡法会、 【社務】 には一月一日の社参・修正会、三月三日 八月十五日 日の社参
- あったことが指摘されている。 の家と権力』 [校倉書房、二〇一一年] 収録)において、 樋口健太郎「摂関家政所執事の成立と展開」(『史学雑誌』第百十六編二号、二〇〇七年二月。 執権においても泰時・政村の正四位下が最高であり、諸大夫層に留まっている。 摂関家政所別当 (家司) となるのは四位五位の諸大夫層で 『中世摂関家

の鶴岡法会と十四日の相撲、十六日の馬場儀のみがみえる。

- (55) 前出(54)、二六四頁。
- (56) 『鏡』正治二 (一二〇〇) 年二月五日条。
- 求が挙げられる 顕著な例としては、平氏滅亡後の文治元(一一八五)年十二月に議奏公卿の設置や兼実の内覧宣下といった諸 (『鏡』は同年十二月六日条。 『玉葉』は同年十二月二十六日条)。
- 頼経下向直後から道家は幕府での祭祀に介入していた(『鏡』承久二 [一二二〇] 年六月十日条)。
- 59)『鏡』延応元(一二三九)年五月二十三日条。